

## 経済学史学会関西部会規約

2005年7月2日経済学史学会関西部会総会において成立

部会幹事代表（部会幹事兼任）：

江里口 拓（愛知県立大・東部地区）

部会会計委員（部会幹事兼任）：

森岡 邦泰（大阪商業大・西部地区）

部会幹事： 小峯 敦（龍谷大・東部地区）

部会幹事： 奥田 敬（甲南大・西部地区）

### 第1条 部会の構成と目的

経済学史学会関西部会は、経済学史学会会員のうち、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、大阪、和歌山、兵庫、岡山、鳥取、徳島、香川、高知の各府県に所属する者、および上記府県以外で関西部会所属を希望する者を、会員として構成される。

同部会は、経済学史研究およびこれに関わる所属会員交流を目的とする。

### 第2条 部会例会・総会の開催

経済学史学会関西部会は年2回の部会例会を夏季と冬季に開催し、研究報告会を行う。このうち夏季例会では部会定期総会を同時に行う。また冬季例会においても、必要に応じ臨時部会総会を行うことができる。

### 第3条 部会例会参加費の徴収と用途

第1項 部会例会開催費用を補助するために、各例会参加者から参加費を徴収することができる。

第2項 部会例会開催費用に対しては、参加費プールから、各開催につき20,000円を上限として補助する。

経済学史学会幹事会を同時開催の場合は、同上限を30,000円とする。また、部会活動において必要となるその他の費用についても、部会総会での承認を得て、参加費プールから補助することができる。

### 第4条 部会幹事の定数、選出方法、任期、業務

第1項 経済学史学会関西部会は4名の部会幹事をおく。

第2項 部会幹事は以下の東部地区および西部地区の所属会員からそれぞれ2名が担当する。なお、各会員の所属地区については、教員、職員、社員、大学院生の場合は各所属先の所在地、その他の会員の場合は各住所を基準とする。

東部地区： 愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、

京都の各府県西部地区： 奈良、大阪、和歌山、兵庫、岡山、鳥取、徳島、香川、高知

の各府県

第3項 部会幹事の選出は、部会定期総会での承認を得て行う。部会幹事は東・西部各地区1名ずつ毎年

改選される。

第4項 各部会幹事の任期は、部会定期総会での選出後から翌々年の部会定期総会までの2年間とする。

なお、夏季例会（部会幹事交代時）の事後処理は旧部会幹事の業務とする。

第5項 部会幹事は以下の業務を行う。なお、これらの業務は一般部会会員に合意の上委託することができる。

- ・部会例会報告者および部会例会開催会場の選定
- ・部会例会の運営および会場の設営、片付け
- ・所属地区における次期部会幹事候補者の募集と調整
- ・次期部会幹事への申し送り
- ・その他部会幹事の行うべき業務と目されるもの

## 第5条 部会幹事代表の定数、担当順、任期、業務、および部会事務局

第1項 経済学史学会関西部会は1名の部会幹事代表をおく。

第2項 部会幹事代表は原則として着任2年目の部会幹事が兼任し、東部地区と西部地区で交代担当する。

第3項 部会幹事代表の任期は、部会定期総会での着任承認後から翌年の部会定期総会までの1年間とする。なお、夏季例会の事後処理は旧部会幹事代表の業務とする。

第4項 部会幹事代表は以下の業務を行う。なお、これらの業務は他の部会幹事もしくは一般部会会員に合意の上委託することができる。

- ・部会例会報告希望者の募集
- ・部会例会開催会場の予約
- ・部会例会報告者との、日程、報告タイトル、報告司会者の依頼等に関する連絡
- ・部会例会開催通知の発送
- ・部会例会報告および部会総会の総合司会
- ・部会例会報告者への『経済学史学会ニュース』掲載用報告要旨の提出依頼と、同要旨の受け取り、および経済学史学会事務局への送付
- ・経済学史学会事務局との連絡
- ・次期部会幹事代表への申し送り
- ・その他部会幹事代表の行うべき業務と目されるもの

第5項 経済学史学会関西部会は、原則として部会幹事代表の所属先内もしくは自宅におく。

## 第6条 部会会計委員の定数、担当順、任期、業務

第1項 経済学史学会関西部会は1名の部会会計委員をおく。

第2項 部会会計委員は原則として着任2年目の部会幹事代表でない部会幹事が担当する。

第3項 部会会計委員の任期は、部会定期総会での着任承認後から翌年の部会定期総会までの1年間とする。なお、夏季例会の事後処理は旧部会会計委員の業務とする。

第4項 部会会計委員は以下の業務を行う。なお、これらの業務は他の部会幹事に合意の上委託することができる。

- ・部会例会参加費の徴収、および部会例会開催費用に対する同参加費プールからの補助
- ・部会例会参加費プールの管理
- ・部会定期総会における会計報告
- ・次期部会会計委員への申し送り
- ・その他部会会計委員の行うべき業務と目されるもの

## 第7条 本規約の改廃

本規約の改廃は、部会総会の議を経た後、総会出席者（ただし経済学史学会関西部会会員に限る）の3分の2以上の賛成をもって成立する。